

議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第4回総会			
開催日時	令和4年7月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時39分閉会			
開催場所	中田庁舎3階 旧議場			
議長の名氏	高橋 清範 会長			
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 静 男 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 阿 五 嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範 （ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）			
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 佐藤 聡、主事 安保 智、 主事 三浦 翼 説明員：産業経済部 産業総務課 主幹兼産業総務係長 千葉 竜二、主事 三浦 悠人 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美			
議 題	報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第13号 使用貸借権の合意解約について 報告第14号 農地の現状変更届出について 報告第15号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第28号 非農地証明願について 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第30号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第31号 空き家に附属した農地指定解除について 議案第32号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について			

会 議 結 果	議案第 26 号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第 27 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 28 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 29 号 原案のとおり決定した。 議案第 30 号 原案のとおり決定した。 議案第 31 号 原案のとおり決定した。 議案第 32 号 異議はないが、進行番号 2 番、3 番、6 番について、既に一部、利用状況が変更されていることから、その点を指導されたい、併せて、進行番号 2 番、4 番、6 番については、残される農地があることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導されたいとの意見を付すことに決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 4 年度登米市農業委員会第 4 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 資料 1 登米農業振興地域整備計画変更計画書（変更理由書） ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、3 番 櫻井 利光委員、4 番 菅原 浩之 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、議案第 32 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決

議長	定について」を議題とします。 事務局並びに産業経済部から説明を求めます。 はじめに、事務局から説明願います。 《事務局説明》 次に、産業経済部から説明願います。 《産業経済部説明》
議長	説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。 21番 佐藤 久順 委員。
21番委員	登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和4年7月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 除外の進行番号6番については、事務局説明のとおりです。 この申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。 また、基盤整備事業は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。 しかし、既に一部、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。 併せて、農地の一部を除外、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。 以上のとおり報告します。 令和4年7月25日 現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員 22番 上野 栄公 委員 21番 佐藤 久順 委員 次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	

11 番委員	11 番 松野 秀郎 委員。 登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 7 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 はじめに、用途変更ですが、進行番号 1 番については、事務局説明のとおりです。 この申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。 次に、除外ですが、進行番号 2 番、3 番、4 番、5 番については、事務局説明のとおりです。 これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。 また、基盤整備事業は、工事を完了してから 8 年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。 しかし、進行番号 2 番及び 3 番については、既に一部、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。 併せて、進行番号 2 番及び 4 番については、農地の一部を除外、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 7 月 25 日 現地調査委員 9 番 鈴木 巖 委員 12 番 阿部 静男 委員 11 番 松野 秀郎 委員
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
12 番委員	進行番号 2 番の除外の 1 番ですけれども、東和町錦織地区の除外ですけれど

産業経済部	も、これの産業経済部に申請の経緯っていうか、その辺をお伺いしたいと思います。 申請の経緯についてですが、当初、現在使っている自宅への通路というのが、隣の家の木ですとか塀が入ってきてすごく手狭になっているということから、今、緊急車両等も入って来れない状況ということで、それとは別に、3メートル幅の自宅への通路を整備したいということで相談を受けたものであります。
12 番委員	この道路そのものがですね、緊急車両が通行不能ということなんですけれども、20 ページ、21 ページの図面を見ますと、道というふうになっているんですけれども、これは市道なのかそれとも赤道なのか、その辺をお伺いしたい、これが1点です。 それで、赤道でも市道でも公共性の高い道路な訳ですから、今回、自分の用地を使っていわゆる通路を作るというふうになれば、道路のかけ替え、付け替えだと私は思うんですよ。従来、自分の自宅への通路が狭い場合は、両者が色々協議したりして、幅員が狭い場合は、幅員分をお願いして増幅するというような形で、当委員会も許可してきたんですけれども、今回のような新たに申請するとなれば、これは市がもっと関与して、建設部あるいはその他の部署と協議して、申請者の方の要望っていうか、それをもっと酌み取る必要があったのではないかなあ、と。 ただ、申請者の方が自分の農用地があり、自分で造成出来るだけの資金があるから、新たに申請するというようなことだと思いますけれども、申請者も登米市に対しては税金を納めている訳ですから、行政のそういう支援というのがあってもいいのではないかなあ、と。私、今回、現地調査委員でしたけれども、航空写真見せられて説明を受けてそう感じた訳です。 それで、まずですね、金があるから、あるいは自分の用地があるからというだけで、このような付け替えをやっていたんでは多分、これに条件が満たない人については、もっと厳しいことになると思うんですよ。 そういうことで、ただ単に申請者から申請があったから受けたということではなくて、その辺、建設部道路課とか関係部署との調整等はどうか、お伺いしたいと思います。
産業経済部	建設部のほうには確認しておりまして、今現在使っている通路というのが、ほんとに数メートル、途中まで赤道という形で、それ以降、申請者の自宅への道については私道ということで報告を受けておりました。 また、隣の家の木というのが、その隣の家の方自体、もうほとんど海外に住まわれているということで、現在、そういった交渉も出来ないという状況で報告を受けておりました。
12 番委員	今回、整備された区画の中を縦断するような形で新たに申請するようなんですけれども、大清水の区画整備事業って言ったら大変厳しかったというようなことを聞

	いております。その中で、せっかくこのような区画したところをですね、自分の土地だからということで新たなこういう設置の仕方をしていいのか。ま、申請者によると他の方から、他の方が使用されないように、見えるようにということで申請するようではけれども、やはりその辺ももう少し、区画整備というかほ場整備、集積等を勘案している産業経済部として、もう少し検討して欲しかったな、ということで、私思っております。 それでなんですけれども、出来るだけ申請者の方が自己負担、あるいは道路が私道だそうではけれども、自分で負担しないような方法を取ってもらうように、今後、産業経済部のほうにもお願いしたいと思っております。 以上です。
議長	産業経済部から、今のお話で何か。
産業経済部	今後、土地改良区等に意見を求めて、慎重に進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	12 番、阿部 静男委員さん、よろしいですか。
12 番委員	はい。
議長	他に質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 32 号を採決します。 お諮りします。 本案は、異議なしとするものの、進行番号 2 番、3 番、6 番については、既に一部、利用状況が変更されていることから、その点を指導するよう、意見を付したいと思います。 併せて、進行番号 2 番、4 番、6 番の残される農地の部分については、今後、確実に農地として利用されることを指導するよう、意見を付したいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 32 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定

議長	について」は、異議なしとして、市長に提出することに決定しました。 ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。 《 休 憩 》
議長	再開いたします。
議長	日程第 5、報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 12 号を終わります。
議長	日程第 6、報告第 13 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 13 号を終わります。
議長	日程第 7、報告第 14 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 14 号を終わります。
議長	日程第 8、報告第 15 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 15 号を終わります。

議長	日程第 9、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、譲託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。 第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。 また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号 1 番について、20 番 小野寺 義幸 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 2 番について、18 番 三塚 芳毅 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 3 番、4 番について、13 番 鈴木 泰子 委員

	《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。
議長	質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 26 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 10、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、第 5 条申請が 9 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
	21 番 佐藤 久順 委員
21 番委員	農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ペ

	ージに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号3番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に農業用倉庫兼農作業所を新築するもので、農地区分としては、鉄道の駅からおおむね300メートル以内の区域の農地である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号4番、5番については、別紙議案説明資料10ページから12ページ、13ページから15ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅の新築及び駐車場の整備をするもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和4年7月25日 現地調査委員 20番 小野寺 義幸 委員 22番 上野 栄公 委員 21番 佐藤 久順 委員
議長	次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。 11番、松野 秀郎 委員
11番委員	農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に物置及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることか

	ら、第2種農地であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。 また、申請地が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号7番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号8番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に建売分譲住宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号9番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和4年7月25日 現地調査委員 9番 鈴木 巖 委員 12番 阿部 静男 委員 11番 松野 秀郎 委員
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
18番委員	2番の豊里町の案件でございますけれども、この所有権移転なんですけれども贈与となっております。多分、親戚か何かだと思っておりますけれども、その辺の両者の関係をお知らせいただきたいと思います。

事務局	譲受人と譲渡人の関係性につきましては、確認した限りではちょっと、親戚関係ではないと思われます。 今回の所有権移転につきましては、無償で、金銭を伴わないで所有権移転したいということで申請がございまして、申請地につきましては休耕田ということで、休耕田だから無償で譲り渡したのではないかなあ、と思われます。 以上です。
18 番委員	譲渡人に関しては、農家は現在やっているのでしょうか。 それともそういう意識がないというか、そういうふうな関係になっているのでしょうか。
事務局	譲渡人につきましては、農業につきまして台帳で確認しましたところ、息子さんが跡取りということになっておりまして、世帯で農業はされていると思われます。 以上です。
議長	18 番、三塚 芳毅委員さん、よろしいですか。
18 番委員	両者の合意ということだから、これ以上は質問しませんが 986 平米という結構な面積なものですから質問させていただきました。 その辺の贈与とか無償っていうところをもうちょっと詳しく聞いていただければ、私たちも納得できるんじゃないかと思いますので、その辺、よろしくお願いします。
議長	今の三塚芳毅委員さんのお話ですけれども、事務方、もうちょっとその辺詳しく、これから同じような議案もあると思うので。 面積も面積なので、全く関係の無い方々が無償でやるっていうのは不思議なところがあったもので、多分、三塚芳毅委員さんもそう思ったんだよね。 その辺、あまり突きとめてっていう訳にもいかないんでしょうけれど、その辺はあっさりとこれから聞いていただければと思いますので、よろしくお願いします。
議長	他に質疑はありませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 27 号を採決します。 お諮りします。

	本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。
議長	日程第 11、議案第 28 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われまふ。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 28 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 28 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	日程第 12、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議長	本案件については、所有権移転が6件、利用権設定が4件、一括方式が9件となっております。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
12 番委員	経営基盤強化法の再確認なんですけれども、今回、進行番号6番の譲受人の方、この方は認定農家なんですか、それとも委員会であっせんした農家なんですか。その辺をお伺いしたいと思います。
事務局	進行番号6番の譲受人の方ですが、この方につきましては認定農業者ではございません。今回、基盤法のほうで手続きさせていただいた経緯といたしましては、進行番号4番の譲受人の方、この方は認定農業者になりますが、この方への農地の集約のために農地交換行うような形で手続きさせていただいておりまして、その関係上、今回ですね、進行番号6番の譲受人の方の分も基盤法で手続きを行う運びとなりましたので、報告させていただきます。 以上です。
議長	12 番、阿部 静男委員さん、よろしいですか。
12 番委員	進行番号6番の譲渡人は、じゃあ認定農家なの？
事務局	はい。
12 番委員	ちょっと個人情報になるかも分かんないけども、この方、経営基盤目標、経営目標は何百万くらいに設定されているの？種目は何なの？
事務局	メインのほうは水稻プラス肉用牛になっておりまして、すみません、経営基盤の認定農業者の基準のほうの所得の金額については、ちょっと詳しいことはこちらでは手持ちで資料がないのでお答え出来かねますが、認定農家の認定のほうをいただいておりますので、基準のほうは満たしておるところであると思われます。

12 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はありませんか。
	《質疑なしの確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 29 号を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第 13、議案第 30 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 この案件につきましては、令和 3 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。

議長	これから議案第 30 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 30 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。
議長	日程第 14、議案第 31 号「空き家に附属した農地指定解除について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから、議案第 31 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 31 号「空き家に附属した農地指定解除について」は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和 4 年度第 4 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和4年7月25日

議 長（会長） 高橋 清範

議事録署名人 3 番 櫻井 利光

議事録署名人 4 番 菅原 浩之
